

弁理士ジョージの相談室

Q & A

- 前回の意匠法の相談で、建築の外観デザイン、内装のデザインが意匠登録されるようになったと教えていただきました。実は、知人から、商標登録もできるよって聞きました。少し混乱しちゃって、詳しく教えてください。
- はい、店舗の外観・内装に係る立体商標を商標登録できることが、令和2年3月の商標審査基準で明確化されました。
- それじゃ、意匠登録する場合と商標登録する場合とで、どう違うのですか？
- 前回の相談でも説明したように、意匠法では、新しく創作した建築の外観や内装のデザインが保護されます。新規性、創作非容易性等の登録要件を具备すると登録されます。登録意匠の保護期間は出願から25年と有限です。
- 一方、商標法では、建築の外観や内装を使用したことにより、その外観や内装に商業上の信用が化体した場合に立体商標として商標登録されます。建築の外観や内装を見ればあるお店ね！といった感じです。登録商標の保護期間は10年です。更新することで、半永久的に権利を保持することができます。
- 少し難しいですが、同じ建築の外観や内装でも、意匠法と商標法とでは、保護の対象が異なるということですか？
- その通りです。意匠法では、創作した外観や内装のデザインが保護されます。登録に要する期間は、約8ヶ月と比較的早いです。一方、立体商標として登録を受けるためには、建築の外観や内装に商業上の信用が化体する必要があり、一般的には長年の使用の結果として信用が化体しますので、登録までは数年と相当の時間を要すると考えられます。したがって、最初は、意匠法で保護を図りながら、商業上の信用が化体した後に商標法で保護をすることができます。
- 戦略的な出願の仕方で面白いですね。大変勉強になりました。ありがとうございました。

なすびくん
のお仕事

阪間和之(作) 飯岡菜子(画)

PATENT
Attorney®

パテント・アトニー



特許庁からのお知らせ

中小企業のみなさんへ
知的財産を経営に生かす知財活用事例集
「Rights」を刊行しました

Rights



その“価値”を、どう使うか

自社が保有する知的財産権を経営資源として企業成長につなげるヒントがここに!
“Rights=権利”で終わらせない、
知の経営を後押しする入門書が完成。

- ✓ 基礎からわかる、学びから実践へ導く具体的かつ見やすい記事
- ✓ 全国の中小企業から選りすぐり 20事例を紹介

詳しくはこちらへ▶

知財活用事例集 Rights で検索!

JPA Information

「パテント・アトニー」の
バックナンバーをWebサイトでご覧ください

日本弁理士会では、知的財産権制度や弁理士制度について広く知ってもらうため、本誌「パテント・アトニー」(英語で弁理士を意味します)を季刊(3月、6月、9月、12月)で発行しています。

本誌は次の冬号でVol.100を迎�니다。バックナンバーは日本弁理士会Webサイト内の以下のWebページで閲覧できます。専門家でない方にもわかりやすい文章で解説していますので、ご覧ください。



【URL/パテント・アトニー】 https://www.jpaa.or.jp/patent_attorney/

【ヒット商品はこうして生まれた!】

ヒット商品を支えた知的財産権

発売以来変わらぬ青・白・黒
そのブランド戦略と色彩商標
「MONO消しゴム」

シリーズ特産品(女山大根)
知っておきたい! この技術
生分解性プラスチック
知財TOYBOX

弁理士ジョージの相談室
漫画「なすびくんのお仕事」
特許庁からのお知らせ
JPAA Information



ヒット商品はこうして生まれた! ヒット商品を支えた 知的財産権 [vol. 99]

MONO消しゴム

発売以来変わらぬ青・白・黒 そのブランド戦略と色彩商標

認識し、MONOブランドの提供価値とVI(Visual Identity)を規定してブランド戦略が本格的に始まった。そして修正テープ、シャープペンシル等のMONOブランドを冠した商品に、三色のシンボルマークを表示するようになった。2011年にはMONO消しゴムでグッドデザイン・ロングライフデザイン賞を受賞している。

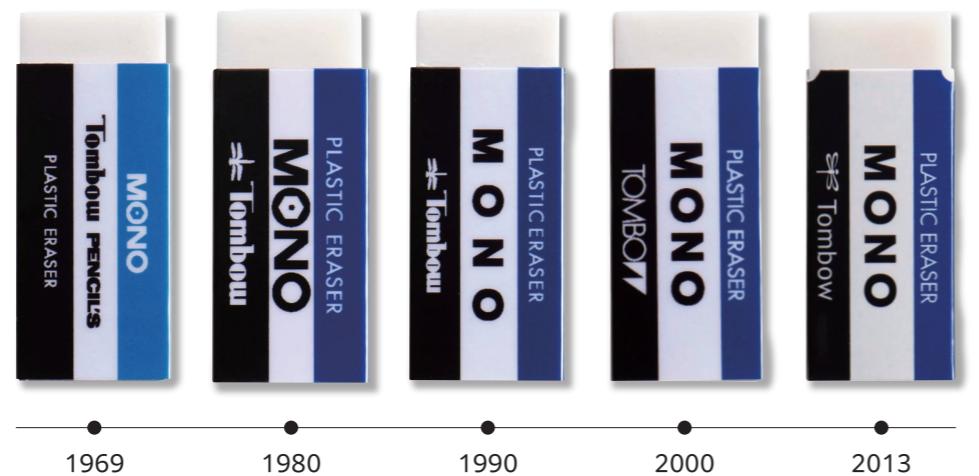
色彩のみからなる商標(色彩商標)の登録の第一号となった株式会社トンボ鉛筆の「MONO消しゴム」は、1969年の発売から50年余にわたるロングセラーである。1967年に同社が発売した最高級鉛筆「MONO100」の1ダース函にサービス品として入れたプラスチック消しゴムが出発点だった。1本100円と高価格のMONO100の高い性能、滑らかに濃く書けて、きれいに消せることを示す消しゴムだった。ゴム基材の消しゴムが主流だった当時、プラスチック消しゴムの消しゴムは画期的で、単体としての発売を切望する声が多く寄せられた。こうしてMONO消しゴムの名で世に出て、プラスチック消しゴム普及のきっかけにもなった。

発売に当たりスリーブ(紙製ケース)をデザインした社内デザイナーは、国旗などの三色旗がよく目立つことに着目した。小さい消しゴムの存在感を高めるスリーブとして、青・白・黒のデザインが生まれた。この三色は男女どちらにも偏りがなく、誠実なイメージで学習用・事務用のいざれでも受け入れられやすい。2000年頃にMONOブランドの再構築が検討され、三色のMONOカラーが驚くほど消費者に浸透していることを再

書かれた雑誌の記事などもあり、「可能性の高いところから確実に権利をとっていく」ために対象を消しゴムに絞った。それでも難しかったのは、三色だけでの識別力を証明することだった。展示会などでMONOの文字のない三色だけの看板を使った写真等を提出したそうだ。「発売から一貫して長く使っていることがポイントだった」と菊池さんは振り返る。

色彩商標登録第一号として多くのメディアに取り上げられた。同社マーケティング本部広報担当の川崎雅生さんは「MONO消しゴムの認知度がさらに上がり、同時にトンボ鉛筆の権利であることが改めて広く認識されました」と、菊池さんは「社内でもブランドに対する意識が一層高まり、自信もつきました」と、共に知財がもたらした手応えを語る。

同社は2018年度の知財功労賞・経済産業大臣表彰を受賞した。その知財戦略は、拒絶理由通知の後、何度かの特許庁審査官との面談結果などを踏まえて、対応方針を柔軟に変えていったそうだ。資料の中には「青・白・黒で有名なMONO消しゴム」と



[特許許]あり(特許番号非開示)
[商標登録]第5930334号、ほか

シリーズ JAPAN 特產品 女山大根

商標登録:第6256041号



このコーナーに掲載御希望の方は、「特產品」のプロフィール・連絡先を右記までお送りください。Fax 03-3519-2706 Mail panf@jpaa.or.jp

知っておきたい!この技術 シリーズ トレンドでっく 41 生分解性プラスチック

近年、マイクロプラスチックによる海洋汚染対策が国際的な課題となった。2019年に大阪で開催されたG20でも主要テーマの一つとして取り上げられた。こうしたことから2020年7月1日からレジ袋が有料化され、海洋生分解性プラスチックが注目されている。

女山大根は、佐賀県多久市に位置する女山の麓で江戸時代より栽培されていた伝統野菜です。女山大根は、大きさと色に特徴があり、大きさは通常の大根よりも大きく、大きいもので長さ80cm、胴回り60cmになり、重さ13kgになります。「牛に大根4本を背負わせて殿様に献上した。」との逸話や、多久の賢人の詠んだ詩歌も残っています。また色は、根と葉がポリフェノールを含む美しい赤紫となっています。

多久市は、周囲を山に囲まれた盆地であるため、昼夜の気温差が大きく、甘みが増大します。さらに生産エリアは、土壤に石がゴロゴロしていて水はけが良いという土壤特徴があります。栽培には、通常の大根と比べ倍近い時間がかかり、夏の初めに作付けし12月初旬から2月にかけて収穫します。

その栽培期間の長さのためか、女山大根の糖度は、青首大根と比べて1.5倍ほど高く、生でも煮ても非常に甘みが強いのが特徴です。糖質が多いため、大根特有の辛みはほとんど感

じられず、口の中でしみとおるように広がるやさしい甘みとなります。

また、繊維質の緻密な肉質は煮崩れしにくく、女山大根をおでんにした場合は、糖度が高い上に、肉質がしまっているので他の大根と比べてやや甘くホクホクした食感が楽しめるおでんになります。

また、女山大根が持っているポテンシャルをそのまま生かし、素朴で体に優しく、やさしい商品を創出することも行われています。

この機会に、女山大根の味覚を楽しんでみてはいかがでしょうか。



解性プラスチックシートをつくる研究も進められている。

国際的な海洋汚染への対応強化の観点から、2020年に国際標準化機構(ISO)は海洋生分解性について2つの規格を制定・発行した。この規格をクリアすることも、今後の課題となる。



知財 T|O|Y|B|O|X

第23話:「日本酒と商標」

1899年(明治32年)に日本で商標法が成立したとき、すでに多くの商標が日本経済の中で使用されていました。なかでも、日本酒の業界は早くから商標を活用してきた業界の一つです。日本酒そのものは、どれも透明な液体ですから、飲み手が自分の嗜好に合った日本酒を選ぶために、商標が重要な目印になつたためでしょう。江戸時代から続く日本酒に「剣菱」があります。そのマークは浮世絵にも描かれ、商標制度の有無にかかわらず、商標として機能を発揮していましたことがわかります。(弁理士 中川裕幸)

「誠忠義臣名々鏡 一勇斎国芳」
(国立国会図書館)→
登録商標第501646号
S31-21286号公報!

